# 令和5年度

# 三宅支庁管内東京都事業説明会資料(三宅村分)

1	三宅支庁総務課	P2
2	三宅支庁産業課	Р3
3	三宅支庁土木港湾課	P10
4	島しょ保健所三宅出張所	P29
5	島しょ農林水産総合センター	P34
6	教育庁三宅出張所	P36
7	参考 三宅支庁事業費当初予算比較表	P43

【三宅村】

所管名: 三宅支庁 総務課 庶務担当

			л <u>Б</u> ал	二七文月 心切坏 点切造马
項目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備 考(実施時期等)
建物維持管理	東京都三宅支庁つわぶ き職員住宅E棟(仮称) 新築工事	伊豆地区	老朽化した職員住宅の更新を進めていくため、 伊豆地区に職員住宅を新築する。	令和5年3月~令和6年3月
			(住宅概要)	
			・場所 三宅村伊豆638番地	
			・階層 3階建て	
			・戸数 6戸	
			(計画地周辺航空写真)	
			三宅島警計画地	

## 【三宅村】

所管名:三宅支庁 産業課 商工担当

項目	事 業 名	施行場所	概         説     明	実施時期
中小企業振興対策	東京都小規模事業	三宅村全域	○三宅村商工会に対し、その機能を活用して小規模事業者等の経営改善発達を支援する	通年
	経営支援事業		事業が実施できるよう補助を行う。	
	島じまん食材使用店		【島しょ産の材料を積極的に活用する飲食店を登録し、PRを通じて地産地消を拡大】	6月~12月
	あしよん及例使用店		▲	0万 -12万
	·····································			r>± π±
	地域特産認証食品		【東京産の原材料や東京に伝わる伝統的手法等を使って作られた加工食品を都が認証】 ○制度運用に関して事業者・本庁の支援を行っていく。	随時
				D-+ D-+
	中小企業制度融資	三宅村全域	【中小企業の円滑な資金調達を支援するための融資制度】	随時
	あっせん		○一般メニュー(【ポイント】 新しい時代を切り拓く事業者の様々な取組を後押し)	
			・「創業融資」・「事業継承融資」 など	
			○社会経済情勢特別対応メニュー(【ポイント】経営悪化に苦しむ事業者の事業継続を支援)	
			・「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応	
			緊急融資」のリニューアル	
			・新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走全国・伴走対応)の継続	
観光振興支援	多摩・島しょ地域観光	三宅村全域	○観光を基軸とした産業振興を図っていくため、村、観光協会、商工会等と連携し、	
	施設整備等補助事業		下記のとおり支援を行っていく((1)~(3)は本庁→村)((4)は本庁→商工会)。	
	等		(1) 三宅村観光施設整備事業補助	随時
			【三宅村が行う観光施設整備事業に要する経費等への補助】	
			(2)多摩・島しょ地域観光施設整備等補助	随時
			【市町村が行う観光振興事業等に要する経費等への補助】	
			(3) 島しょ地域宿泊施設誘致活動支援補助	随時
			【公設宿泊施設の設置検討等への補助】	

#### 【三宅村】

所管名:三宅支庁 産業課 商工担当

項目	事 業	名	施行場所	概	要	説	明	実施時期
観光振興支援	地区花火大会事業	業		(4) 地区花火大会への補助				随時
				【区市町村が主催・補助	する花火大会へ	の補助】		
	その他			(5) 各種イベントへの後援	及び参加協力			随時
				(6)「三宅支庁産業課note」	等を活用した情	青報発信		随時
環境保安対策等	環境保全公害防」	止	三宅村全域	○環境保全や公害の防止等の	)施策について実	<b>『施・支援を行って</b>	いく。	
				・火薬類の取締(譲受・譲	醸渡・消費等の許	F可)の実施と立入	検査の支援	随時
				・大気汚染防止法・水質汚	<b>満防止法・ダイ</b>	オキシン類対策特	別措置法・環境確保	随時
				条例に基づく工場及び作	業場の設置、変	<b>で更等の許認可に伴</b>	う事務	
				・高圧・液化ガス取締と事	な防止の安全対	策強化及び保安検	査の支援	随時
				・一般ガス設備の保安点検	及び立入検査の	)支援		随時

## 【三宅村】

所管名:三宅支庁 産業課 水産担当

項目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備 考(実施時期等)
施設整備	島しょ漁業振興施 設整備事業	三宅村内	三宅島漁業協同組合及び三宅村が行う冷凍冷蔵施設の補修、いきいきお魚センター補修、定 置船の揚網機設置導入に係る経費について補助する。	年度内
後継者対策	漁業就労安定対策 事業	三宅村内	三宅島の漁業後継者育成のために毎年都内で行われる漁業就業支援フェア参加者の中から三宅島での研修生を選定し、1週間程度の短期研修を行う。短期研修終了後は、研修生の意向を確認したうえで長期研修にステップアップする。短期研修の実施経費及び長期研修生の家賃補助を行う。	年度内
自主的活動支援	離島漁業再生支援事業(基本交付金)	三宅村内	三宅島の漁業再生のために三宅島地区漁業集落が実施する漁業の生産力向上の取組(産卵場・育成場の整備、漁場監視)及び漁業の再生に関する実践的な取組(低・未利用魚活用、高付加価値化、販路拡大)に係る経費について補助する。	年度内
海面利用	漁場利用調整対策	三宅村内	遊漁やダイビング等の海洋性レクリエーションと漁業との間の秩序維持と海面の円滑な利用を図るため、村が実施する地区海面利用協議会の開催経費を補助する。	年度内
サメ駆除	サメ等漁業被害対策	三宅島周辺海域	サメによる漁獲物の食害が頻発し、漁業経営に与える影響が深刻であるため、サメ駆除に要する経費を補助する。	年度内
栽培漁業	栽培漁業の育成	三宅島周辺海域	重要な磯根資源の早期回復を図るため、三宅村が実施する栽培漁業地域展開事業(モニタリング、育成強化事業)に要する経費について補助する。	年度内
漁業取締	漁業取締	三宅島・ 御蔵島周辺海域	東京都漁業調整規則違反等の取締り(沖合からの監視)を年2回程度実施する。	年度内

【三宅村】

所管名: 三宅支庁 産業課 農務担当

項目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
農業振興計画及び 情報提供等	農業委員会交付金 等	三宅村全域	「農業委員会等に関する法律」に基づき、農地が 存在する区市町村に必置の行政委員会である農業	年度内
			委員会の運営に必要な経費を補助する。	
	地域農政推進対策	三宅村全域	地域農業の発展を図るため、担い手育成支援協議	年度内
	事業		会の開催、担い手育成計画の策定、認定農業者等	
			の支援を行う。	
	農業経営基盤強化	三宅村全域	国有農地等の管理に関する事務に要する経費を負	年度内
	事業交付金		担する。	
農業経営の安定	山村・離島振興施	三宅村全域	地域基幹作物の振興による農業経営の近代化と地	年度内
	設整備事業		域経済の活性化のため、生産流通施設等を整備	
			し、総事業費の3/4を補助する。	
			令和4年度は各部会の施設建設及び機械導入の補	
			助を行った。	
			今年度も、同様に地産・地消部会を中心に耐風強	
			化型ハウス等の整備等を実施する。	
	農地の創出・再生	三宅村全域	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための農	年度内
	支援事業		地整備を実施する場合に必要な経費を補助する。	
			今年度は、5,250㎡の農地の再生を予定	
	新規就農者育成総	三宅村全域	次世代を担う農業者となることを志向する新規就	年度内
	合対策		農者の育成・確保を図るため、就農直後3年間、	
			農業経営確立に資する資金を交付する。	
			現在は、三宅村において該当者はいない。	

項目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
農業基盤の整備		が (学田地区)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭和50年に整備された八重間地区農業用水施設 (パイプライン等)の修理・更新を行い、施設の長寿 命化及びライフサイクルコストの低減を図る。 一昨年度は工費の入札が不調となったため、5か 年計画を延長して7か年程度に計画変更をしたう えで、事業を実施する。 本地区貯水池は、昭和53年に築造され、平成12年 の雄山噴火被災後、平成22年に災害復旧を実施し た。今後、貯水池の長寿命化や水質保全対策のた めの調査・検討を行い、実施計画を策定する。 また、現在手動で行っている貯水池の取水管理に 自動ストップパルプを設置し、管理省力化を図る。	年度内
	農業防災事業(本庁執行)	西原貯水池	本ため池は平成9年度に造成し、ゴムシートを活用した堀込式の農業用ため池で整備後26年が経過しており、経年劣化により亀裂が生じたと考えられ、現状を放置すればシート内への用水の流入に伴い堤体の浸食が進行し決壊による下流域への被害が懸念される。そのため、劣化診断を行い対応を図るための計画策定を行う。	
	小規模土地改良事 業 (本庁執行)	上道線 東山線	受益面積が、概ね2ha以上の地域で実施する農業 基盤整備事業に補助し、地域の実情に則した整備 を進め、営農体系の合理化を図るとともに農業生 産性の向上に資する。 今年度は、上道線の暗渠改修工事と、東山線の農 作業道の整備のための測量・設計を実施する。	年度内年度内

所管名: 三宅支庁 産業課 林務担当

## 【三宅村】

項目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	実施時期
農林災害復旧	①夕景復旧治山	伊ヶ谷地内	令和2年10月の台風14号で被災した山腹斜面について、法枠工及び土留	年度内
(林地荒廃復旧)			工の施工により、山腹斜面の風化、浸食及び崩壊の拡大を防止し、斜面	
			の安定を図る。【令和4年度から実施】	
	②金曽沢復旧治山	坪田地内	平成12年の噴火により、金曽沢周辺の斜面崩落や植生への甚大な被害が	年度内
			あったため、土留工・緑化基礎工等を実施し、山腹斜面の安定を図る。	
			【令和3年度から実施】	
	③伊ヶ谷林地荒廃復旧	伊ヶ谷地内	補強土工により、斜面侵食の進行を防止し、山腹斜面の安定を図る。	年度内
			【令和2年度から実施】	
農林災害復旧	④タデノ沢治山施設機能保全	阿古地内	既存施設の流路工等を補修することにより、機能の維持強化を図るとと	年度内
(治山施設機能保全)			もに、施設周辺の荒廃地の整備も併せて行い、森林の山地災害防止機能	
			の一層の発揮を図る。	
林道災害復旧	⑤土佐林道	神着地内	林道幅員の狭い箇所や未舗装部分について、幅員の拡幅(路面工・排水	年度内
			施設工等を整備)を行い、通行の安全を確保する。	
	⑥雄山環状林道	坪田地内	林道幅員の狭い箇所について、幅員の拡幅(路面工・排水施設工等を整	年度内
			備)を行い、通行の安全を確保する。本線通行止め区間の段階的な開通	
			に向けて整備を進めていく。	
	⑦坪田林道	坪田地内	舗装の傷んだ箇所について、改良(路面工・排水施設工を整備等)を行	5年度~
			い、通行の安全を確保する。	6 年度
林道災害復旧	清水林道	阿古地内	令和2年10月の台風14号で被災した、三宅村所管の清水林道の復旧に対	年度内
			して、事業費の一部を補助する。	
林道維持管理	⑧三宅島林道維持管理(工事・委託)	三宅村地内	林道敷における落石・土砂の片付け、大雨後の巡視、カーブミラーの設	通年
			置等により林道の機能が低下している箇所を補修し、通行の安全を図	
			る。	

所管名: 三宅支庁 産業課 林務担当

## 【三宅村】

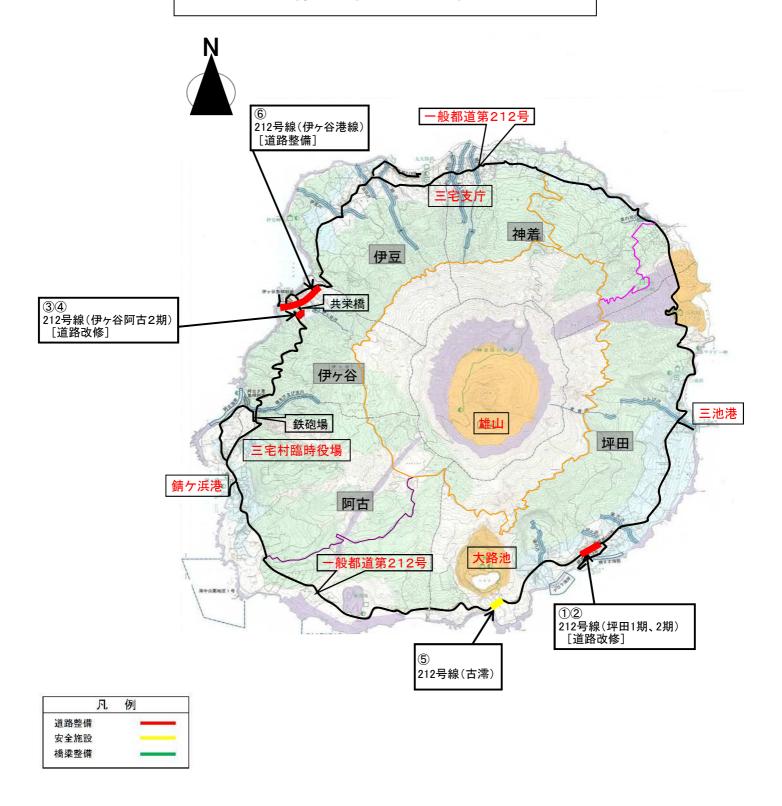
項目	事 業 名	施工場所	概要説明	実施時期
自然の保護と回復	狩猟取締 鳥獣の捕獲許可	三宅村地内	生活環境、農林水産又は生態系に係る被害があった場合などに、申請に	年度内
に関する施策の推			基づいて鳥獣の捕獲を許可する(カラス等)。	
進				
森林づくりの推進	カシノナガキクイムシ防除	三宅村地内	三宅村が実施するカシノナガキクイムシ防除事業(樹幹注入)に対し、	年度内
			補助を行う。	

【三宅村】

所管名:三宅支庁 土木港湾課 整備工事担当

	【二七刊】				工个危房球 金洲工争担日
	項目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
1	土木事業	道路整備事業	三宅村坪田地内 (坪田1期)	道路改修工事 施工延長≒85m 道路幅員 12.00m	実施時期(予定) 令和4年7月から 令和5年7月まで
2	土木事業	道路整備事業	三宅村坪田地内 (坪田2期)	道路改修工事 施工延長≒170m 道路幅員 12.00m	実施時期(予定) 令和5年10月から 令和6年10月まで
3	土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷阿古2期)	道路改修工事 施工延長≒200m	実施時期(予定) 令和4年3月から 令和5年7月まで
4	土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷阿古2期)	道路改修工事 施工延長≒200m	実施時期(予定) 令和5年12月から 令和7年3月まで
(5)	土木事業	安全施設事業	三宅村坪田地内 (古澪)	電線共同溝工事	実施時期(予定) 令和5年8月から 令和6年2月まで
6	土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷港線)	法面工事	実施時期(予定) 令和4年11月から 令和5年10月まで

# 令和5年度 事業計画箇所図 (整備工事担当所管分)



【三宅村】

所管名:三字支庁 土木港湾課 港湾工事担当

	ニモ	<u>ተህ</u> 』			州官石:二七文川 工不冷冷	下港湾課 港湾上事担当	
	項	目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備考(実施時期)	
地方港湾		防波堤	① 防波堤建設工事(基礎工)【4-5債務】		・港内の静穏度向上のため、防波堤を整備する。	令和5年6月から	
整備事業		的液矩	① <u></u> 的放堤建設工事(基礎工)【4-5頂務】	三池港(坪田)	(ケーソン基礎築造一式)	令和6年3月まで	
		防波堤	② 防波堤建設工事(基礎工)【5-6債務】	⊠-1	・港内の静穏度向上のため、防波堤を整備する。	令和5年9月から	
			②的放促建設工事(基礎工)【5-0頁務】		(ケーソン基礎築造一式)	令和6年3月まで	
		船客待合所	③ 船客待合所撤去解体	]	・船客待合所建替の建替に先立ち既設船客待合所の撤去解体を行う。	令和5年7月から	
		加合付口が	3		(既設船客待合所撤去解体一式)	令和6年1月まで	
		船客待合所	<ul><li>④ 船客待合所新築</li></ul>		・船客待合所建替の建替に先立ち仮設船客待合所の新築を行う。	令和6年1月から	
		加合1寸口/川	<u> </u>		(船客待合所新築一式)	令和7年6月まで	
		防波堤	⑤ 防波堤建設(改良)工事		・侵食対策として防波堤建設(改良)工事を行う。	令和5年8月から	
			⑤		(消波ブロック製作・据付 一式)	令和6年3月まで	
		岸壁(-7.5m)	6 岸壁付属物補修工事		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物(防舷材)等を補修する。	令和5年10月から	
		ほか			(防舷材取替一式、附属物補修一式、上部コンクリート打替一式)	令和6年2月まで	
		緑地	⑦ 転落防止柵補修		・台風等により損傷した転落防止柵を補修する。	令和5年11月から	
		(クラマ根)			(転落防止柵補修一式)	令和6年3月まで	
		港湾施設	8 港湾施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した港湾施設等を補修する。	令和5年4月から	
			◎/仓房///		(施設補修工一式)	令和6年3月まで	
		港湾施設	① 港湾施設等補修工事	大久保港(伊豆)	・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した港湾施設等を補修する。	令和5年4月から	
		707 37000	<u> </u>	⊠-2	(施設補修工一式)	令和6年3月まで	
漁港建設事	業	-7.5M岸壁	①ケーソン据付		・施設の利便性向上のため、-7.5M岸壁(改良)の整備を行う。	令和5年2月から	
		(改良)	【R4-5債務】	阿古漁港(阿古)	(ケーソン据付2函他)	令和5年12月まで	
		-7.5M岸壁	②鋼枠製作据付	図-3	・施設の利便性向上のため、-7.5M岸壁(改良)の整備を行う。	令和6年1月から	
		(改良)	【R5-6債務】		(鋼枠据付2函他)	令和7年3月まで	
		-7.5M岸壁	③ 岸壁付属物補修工事		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物を補修する。	令和5年6月から	
		1-7.5IVI/F-E			(上部工補修他一式)	令和5年12月まで	
		漁港施設	4 漁港施設等緊急補修		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。	令和5年4月から	
		無危地政	(D)		(施設補修工一式)	令和6年3月まで	
		道路	⑤ (1)道路 基本実施設計		・(1)道路の整備に向けて、基本実施設計を行う。	令和4年9月から	
			<u> </u>		(基本実施設計一式)	令和5年3月まで	
		防波堤	⑥ (2)防波堤補修		・台風・低気圧により損傷した(2)防波堤補修のためのブロック製作を行う。	令和5年11月から	
		例	<u> </u>		(補修工事一式)	令和6年3月まで	
		船客待合所	7 船客待合所補足設計		・経年劣化により損傷した船客待合所の補修に向けた補足設計を行う。	令和5年9月から	
					(船客待合所補修 補足設計一式)	令和6年3月まで	
		環境整備施	⑧ 便所(西)補足設計		・経年劣化により損傷した便所(西)の建替えに向けた補足設計を行う		
		灵		]	(便所(西)補足設計一式)	令和6年3月まで	
		-3.0M岸壁	9 照明施設設計		・-3.5M岸壁の整備に向けて、基本実施設計を行う。	令和5年9月から	
		J.UIVIF至	<u>──</u>		(照明施設設計一式)	令和6年3月まで	
		船揚場	⑩ 船揚場補修設計	1	・船揚場の整備に向けて、補修設計を行う。	令和5年9月から	
		100 - 100 HE			(船揚場補修設計一式)	令和6年1月まで	

【三宅村】

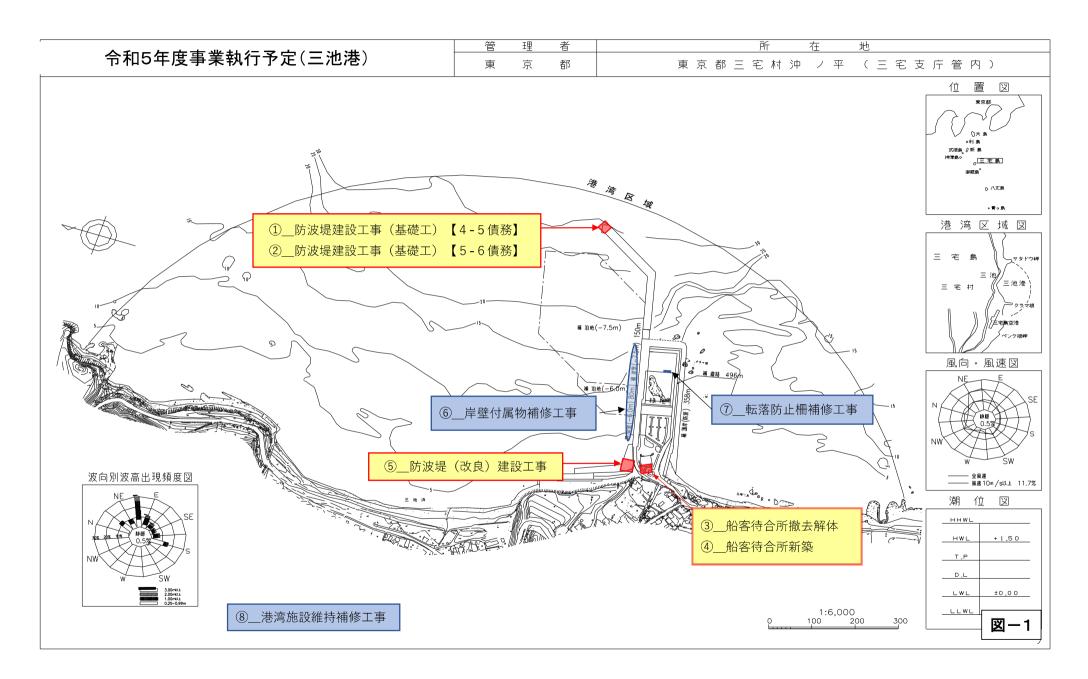
所管名:三宅支庁 土木港湾課 港湾工事担当

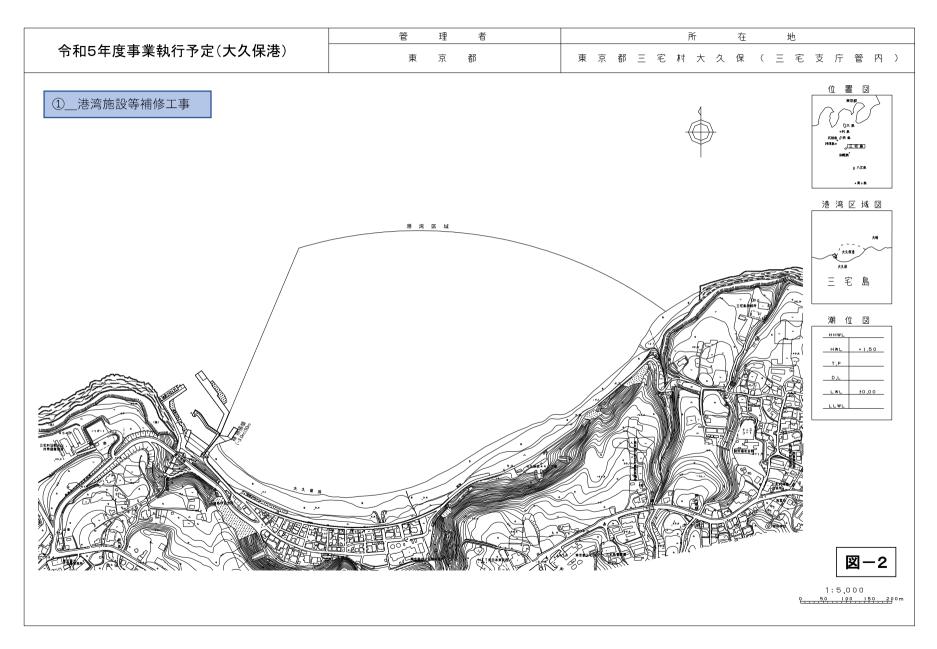
項	目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備考(実施時期)
漁港建設事業	  -7.5M岸壁	①岸壁(改良)建設工事		・施設利用者の利便性向上のため、岸壁(改良)建設工事を行う。	令和5年6月から
	-7.3101年聖	[①	伊ヶ谷漁港 (伊ヶ谷)	(消波ブロック製作・据付工一式)	令和5年12月まで
	(2) 駐車坦	② 駐車場建設工事	⊠-4	・施設利用者の利便性向上のため、駐車場を整備する。	令和5年7月から
	【2】駐車場			(駐車場建設一式)	令和5年12月まで
	-7.5M岸壁	③ 岸壁付属物補修工事		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物を補修する。	令和5年9月から
	-7.31/11年型	③		(防舷材取替3基)	令和5年12月まで
	漁港施設	4 漁港施設等緊急補修		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。	令和5年4月から
	点		(施設補修工一式)	令和6年3月まで	
	2.014354454	⑤ 泊地しゅんせつ		・泊地の維持管理のためのしゅんせつを行う。	令和5年9月から
	-3.0101/日地外	<u>  1</u>		(泊地しゅんせつ一式)	令和6年3月まで
	道路	(6) 机担相关吸法放乳土	1	・施設利用者の利便性向上のため、船揚場道路の補修設計を行う。	令和5年10月から
	<b>退</b> 岭	⑥船揚場道路補修設計		(道路補修設計一式)	令和6年3月まで

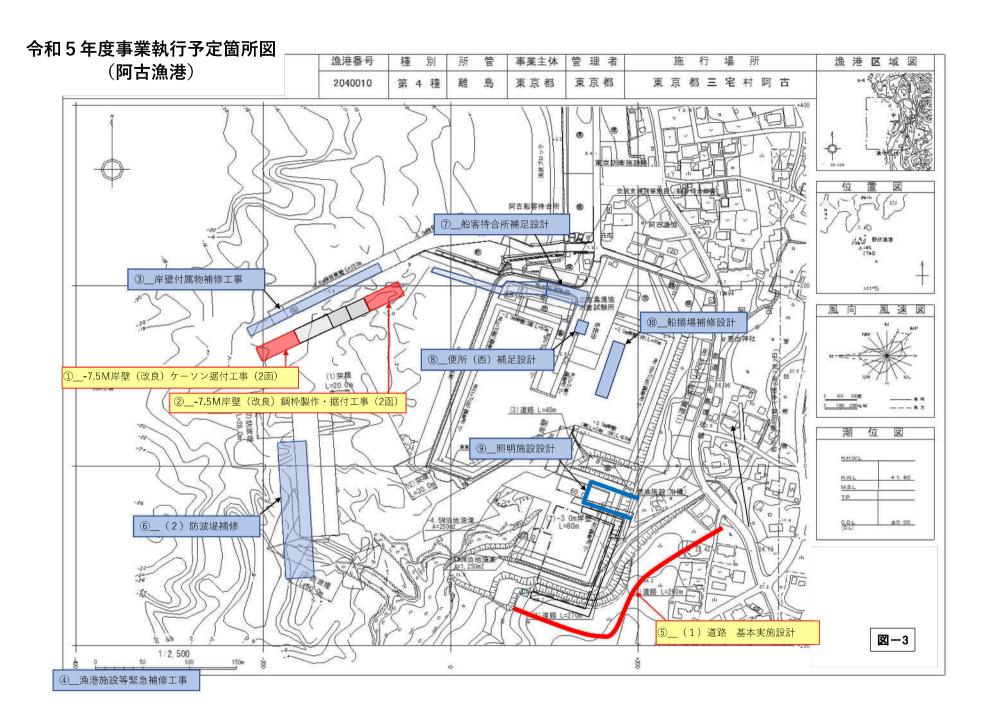
#### 所管名:三宅支庁 土木港湾課 港湾工事担当

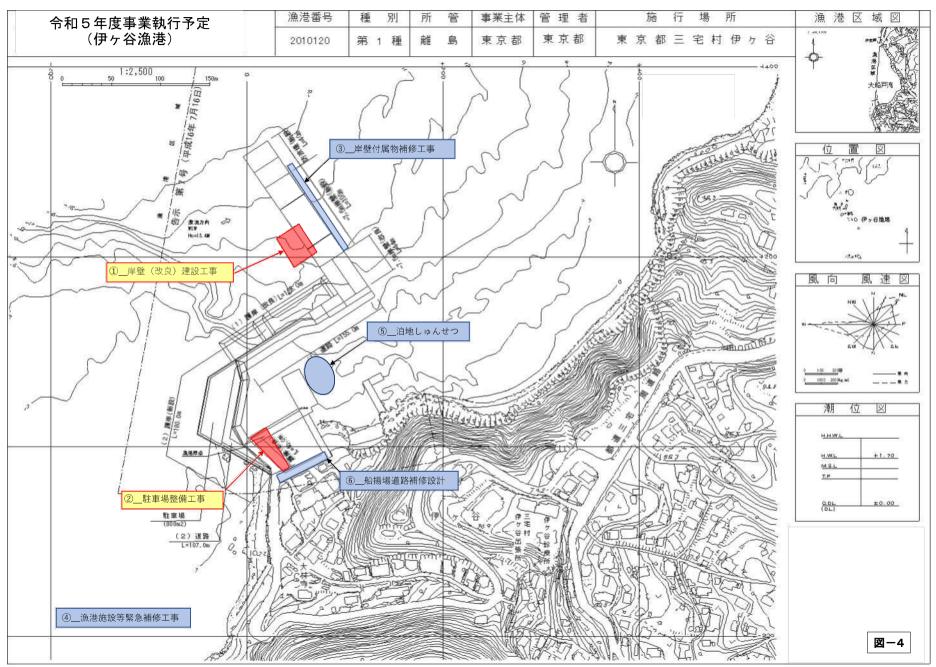
## 三宅村分

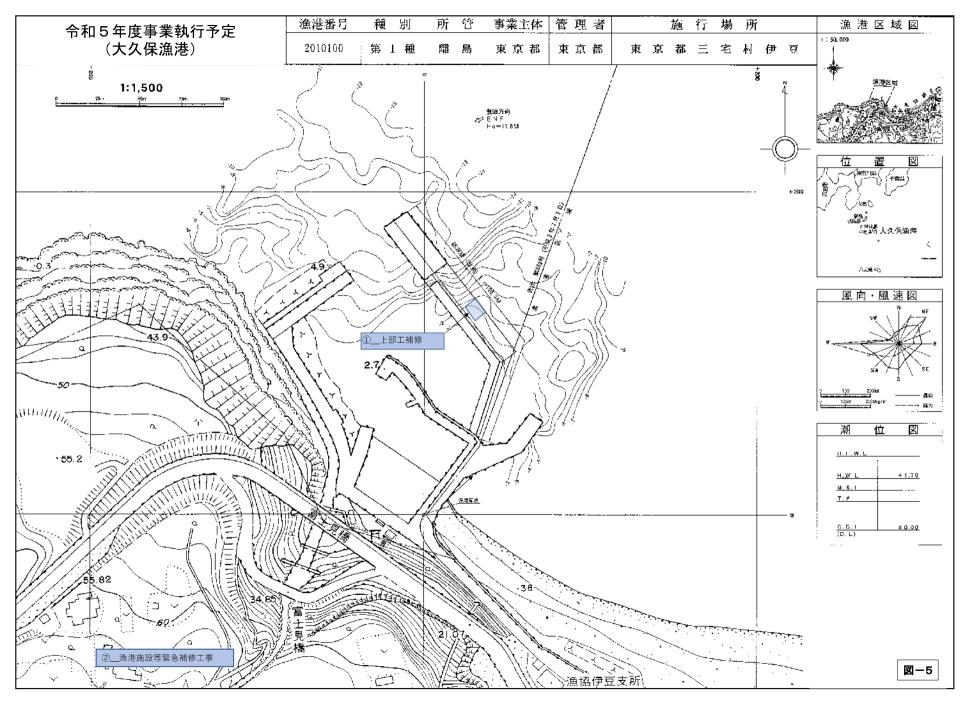
項	目	事 業 名	施工場所	概要説明	備考(実施時期)
漁港建設事業	防波堤	①上部工補修	大久保漁港 (伊豆)	・台風・低気圧により損傷した防波堤を補修する。 (防波堤上部工補修一式)	R5.5∼R5.8
	漁港施設	②漁港施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 (施設補修工一式)	R5.4~R6.3
	漁港施設	①漁港施設等補修工事	湯の浜漁港 (神着) 図-6	・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 (施設補修工一式)	R5.4~R6.3
	漁港施設	①漁港施設等補修工事	坪田漁港	・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 (施設補修工一式)	R5.4~R6.3
	道路擁壁	②臨港道路擁壁補修工事	⊠-7	・落石防護対策として、臨港道路の擁壁補修工事を行う。 (擁壁補修一式)	R5.10~R6.3
	-3.0M岸壁	③3.0M岸壁補修設計		・-3.0M岸壁の補修設計(嵩上げ検討)を行う。 (岸壁補修設計一式)	R5.10~R6.3
	道路外	④道路外補修工事		・経年劣化により損傷した道路施設の補修工事を行う。 (道路外補修工事一式)	R5.8~R5.12
島しょ 海岸保全施設	離岸堤 (潜堤)	①_離岸堤(潜堤)建設工事 【R5-6債務】	三池港海岸(坪田)	・波浪の低減及び海浜の安定を目的に離岸堤(潜堤)を整備する。 (ブロック製作・据付エー式)	R5.12~R6.6
	堤防 (改良)	②堤防(改良)建設工事 【R5-6債務】	図-8	・堤防の機能維持のため改良工事を行う。 (鋼矢板打設、上部工一式)	R5.10∼R6.6
	堤防 (改良)	③_被覆ブロック撤去工事		・堤防の機能維持のため撤去工事を行う。 (被覆ブロック、捨石撤去)	R5.12~R6.3
	離岸堤 (潜堤)	④離岸堤(潜堤)補足設計		・離岸堤(潜堤)の補足設計を行う。 (補足設計一式)	R5.6~R5.9
	海岸護岸	⑤斜面防護 補足設計		・台風により洗掘した斜面(応急対応実施済み)の防護工事の設計を行う。 (斜面防護補足設計一式)	R5.10~R6.3
	斜面防護	①斜面防護工事 【R5-6債務】	阿古漁港海岸(阿古) 図-9	・台風により洗掘した斜面(応急対応実施済み)の防護工事を行う。 (斜面防護工一式)	R6.3~R6.10
	離岸堤 (改良)	①消波堤(改良)建設工事	大久保港海岸(伊豆) 図-10	・侵食対策として消波堤の改良(消波ブロック製作・据付)を行う。 (離岸堤改良一式)	R5.7~R5.11
空港整備事業		①RESA改修基本設計 【R4-5債務】	三宅島空港(坪田)	・航空法施行規則改正に伴い、RESA改修の実施設計を行う。 (RESA (滑走路端安全区域) 改修設計一式)	R5.1~R5.6
		②RESA改修工事 【R5-6債務】	図-11	・航空法施行規則改正に伴い、RESA改修工事を行う。 (RESA改修工事(滑走路、場周道路ほか)一式)	R6.3~R6.9
		③排水施設改修基本設計 【R5-6債務】		・空港の機能維持のため、排水施設改修の基本設計を行う。 (基本設計一式)	R5.9~R6.8
		④地下構造物補修基本設計 【R5-6債務】		・空港の機能維持のため、地下構造物補修の基本設計を行う。 (基本設計一式)	R5.9~R6.8
	空港	⑤ターミナル用地基本設計		・空港ターミナルの新築に向けて、ターミナル用地造成実施設計を行う。 (用地造成実施設計)	R6.3~R6.12
		⑥保安道路法面測量		・保安道路の法面測量を行う。 (現況測量一式)	R5.5~R5.10
		⑦保安道路法面地質調査		・保安道路の法面地質調査を行う。 (地質調査一式)	R5.10~R6.3
				・火山ガスの観測調査を行う。	R5.4~R5.9

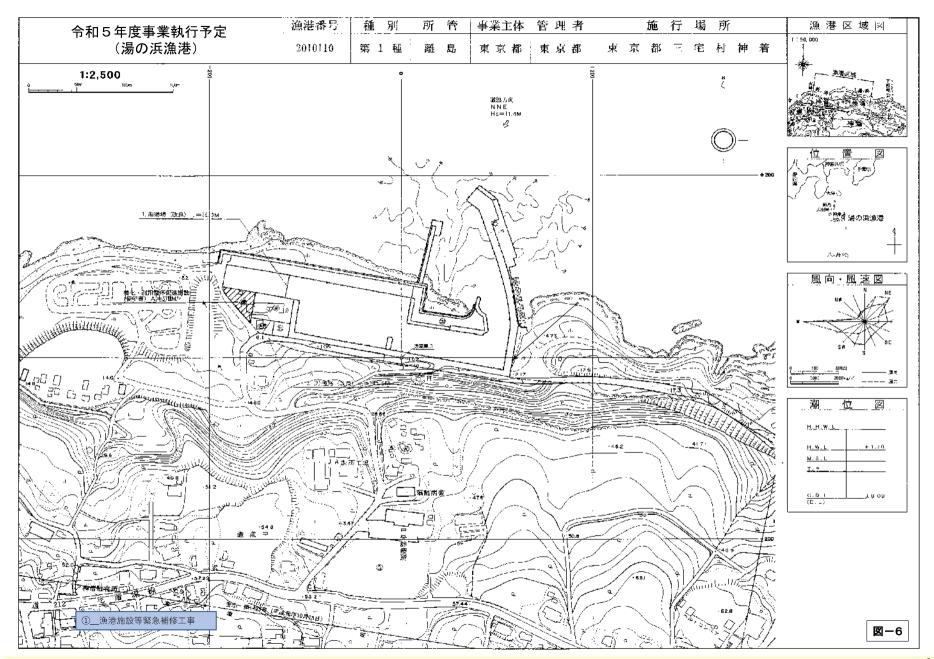


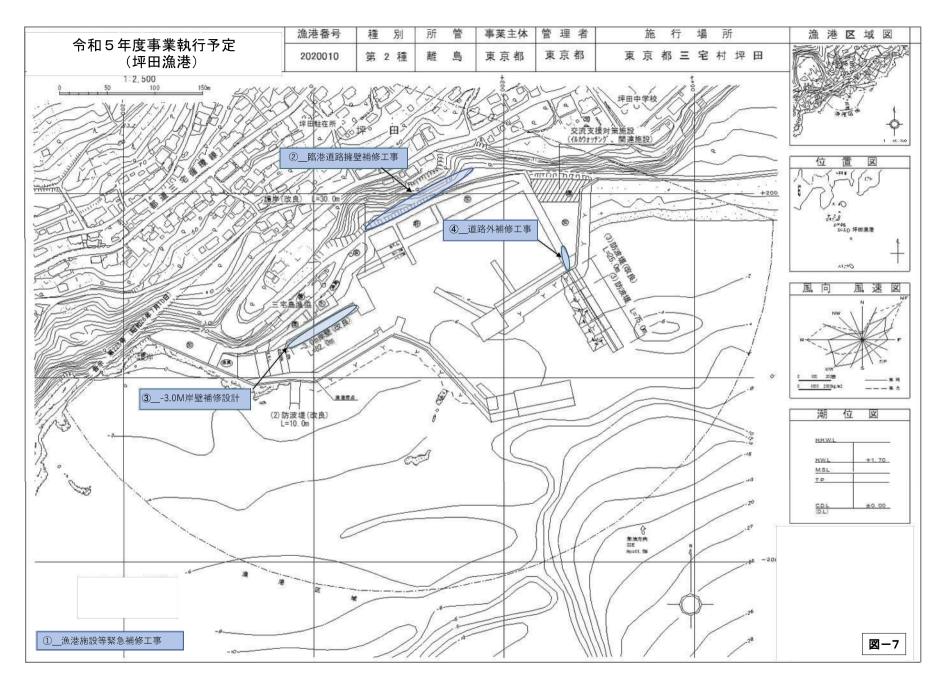


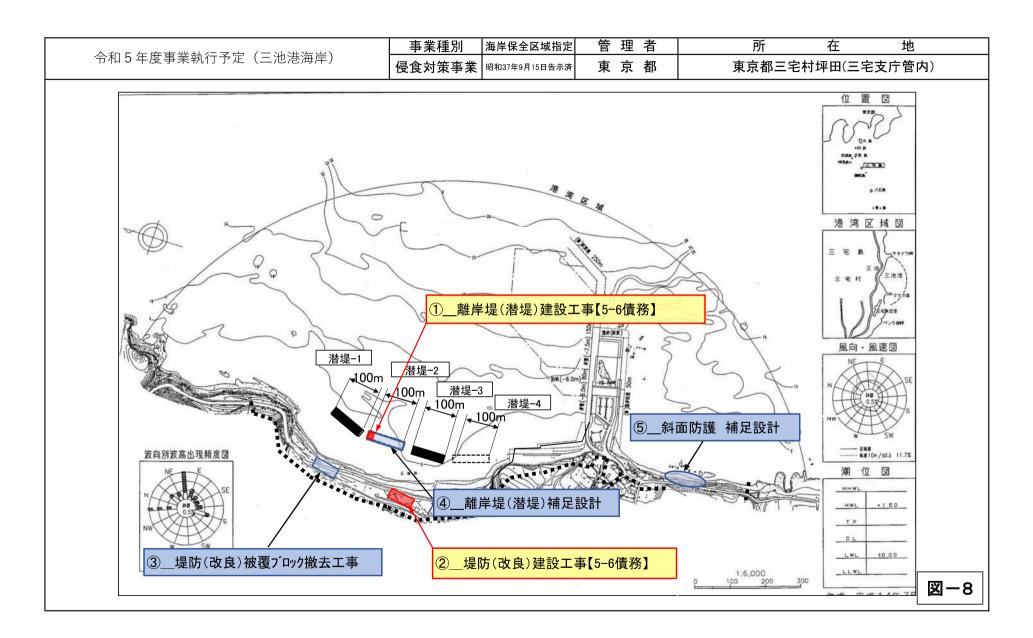


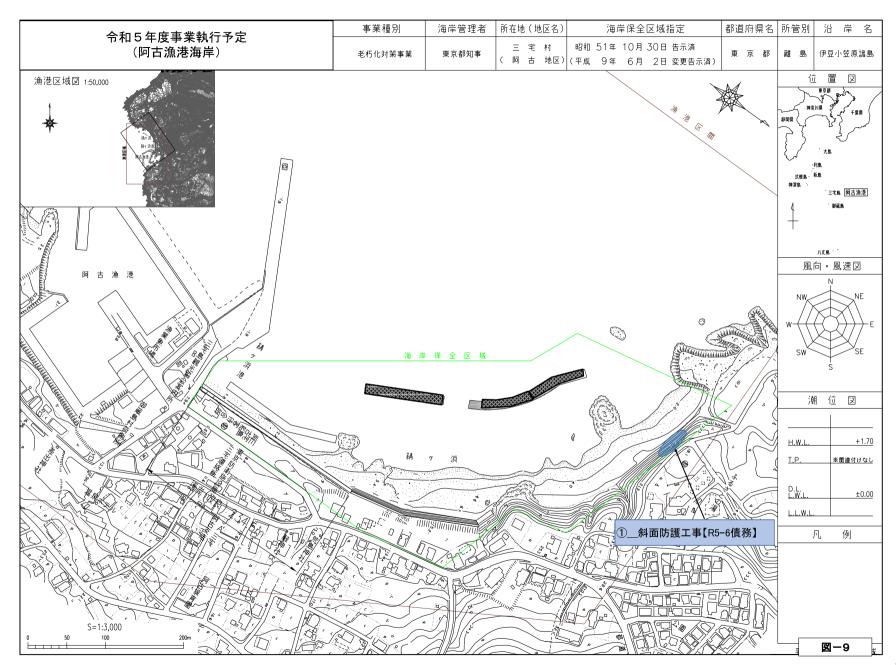


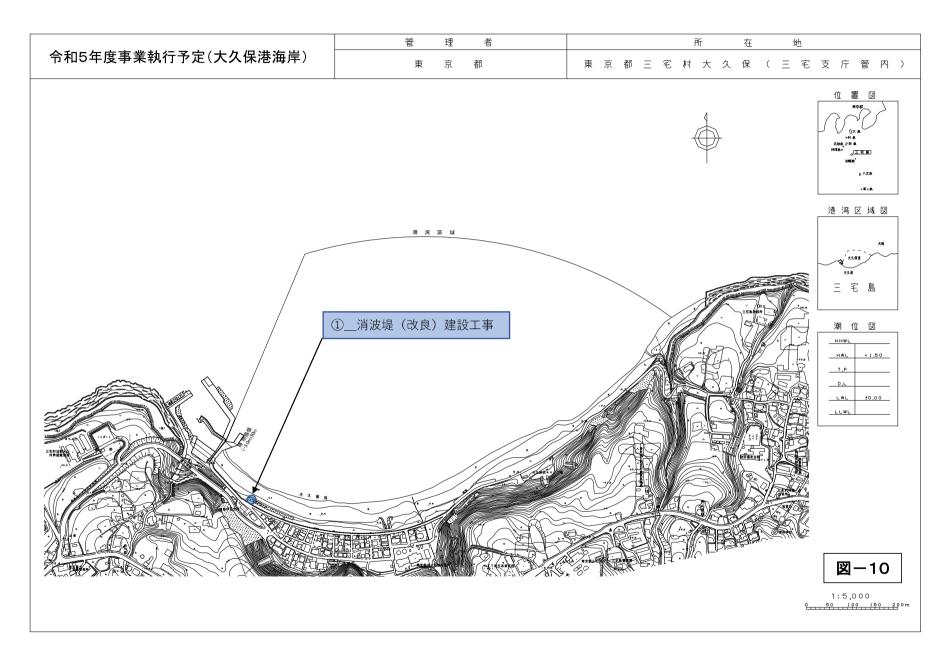












# 令和5年度事業執行予定 三宅島空港 RESA改修基本設計【R4-5債務】 ④ 地下構造物補修基本設計【R5-6債務】 5\_ターミナル用地基本設計 \_排水施設改修基本設計【R5-6債務】 THE WALL 6 保安道路法面測量 ⑦ 保安道路法面地質調査 ⑧\_\_火山ガス等観測調査 図-11

所管名: 三宅支庁 土木港湾課 砂防担当

## 【三宅村】

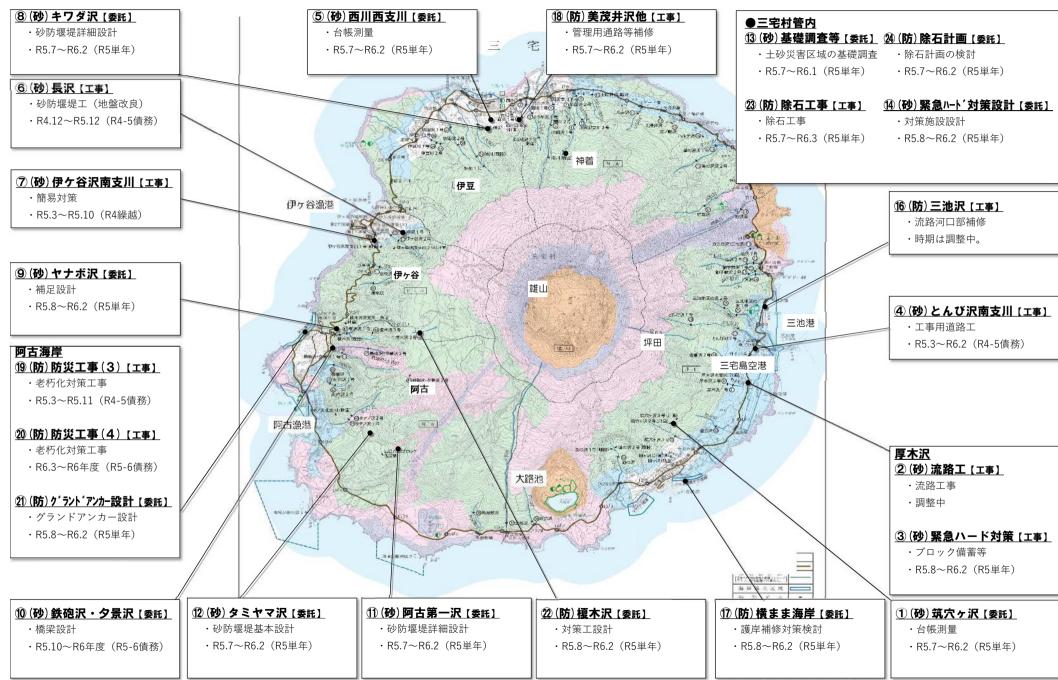
項 目	事 業 名	施工場所	概要	説 明		備 考(実施時期)
土木事業	砂防事業	筑穴ヶ沢	① 台帳測量	1 式	【委託】	令和5年7月から
		(坪田地区)				令和6年2月から
		厚木沢	② 流路工	1 式	【工事】	調整中
		(坪田地区)	ボックスカルバートエ	1 式		
			③ ブロック備蓄等	1 式	【工事】	令和5年8月から
						令和6年2月まで
		とんび沢南支川	④ 工事用道路工	1 式	【工事】	令和5年3月から
		(坪田地区)				令和6年2月まで
		西川西支川	⑤ 台帳測量	1 式	【委託】	令和5年7月から
		(伊豆地区)				令和6年2月まで
		長沢	⑥ 砂防堰堤工(地盤改良)	1 式	【工事】	令和4年12月から
		(伊ヶ谷地区)				令和5年12月まで
		伊ヶ谷沢南支川(2)	⑦ 簡易対策	1 式	【工事】	令和5年3月から
		(伊ヶ谷地区)				令和5年10月まで
		キワダ沢	⑧ 詳細設計	1 式	【委託】	令和5年7月から
		(伊豆地区)	測量、地質調査	1 式		令和6年2月まで
		ヤナボ沢	⑨ 補足設計	1 式	【委託】	令和5年8月から
		(伊ケ谷地区)				令和6年2月まで
		鉄砲沢・夕景沢	⑩ 橋梁設計	1 式	【委託】	令和5年10月から
		(阿古地区)				令和6年度まで
		阿古第一沢	⑪ 詳細設計	1 式	【委託】	令和5年7月から
		(阿古地区)	測量、地質調査	1 式		令和6年2月まで
		タミヤマ沢	⑫ 基本設計	1 式	【委託】	令和5年7月から
		(阿古地区)	測量	1 式		令和6年2月まで
		三宅村管内	③ 基礎調査	1 式	【委託】	令和5年7月から
						令和6年1月まで
			⑭ 緊急ハード対策設計	1 式	【委託】	令和5年8月から
						令和6年2月まで
			⑮ 管内測量調査	1 式	【委託】	令和5年4月から
			(単価契約)			令和6年3月まで

所管名: 三宅支庁 土木港湾課 砂防担当

#### 【三宅村】

項目	事 業 名	施工場所	概要	説明		備 考(実施時期)
	河川防災事業	三池沢	⑯ 流路河口部補修	1 式	【工事】	令和5年7月から
		(坪田地区)				令和6年5月まで
		横まま海岸	⑪ 護岸補修対策検討	1 式	【委託】	令和5年8月から
		(坪田地区)				令和6年2月まで
		美茂井沢他	18 管理用通路等補修	1 式	【工事】	令和5年7月から
		(神着地区)				令和6年2月まで
		阿古海岸	⑲ 老朽化対策工	1 式	【工事】	令和5年3月から
		(阿古地区)				令和5年11月まで
			⑩ 老朽化対策工	1 式	【工事】	令和6年3月から
						令和6年度まで
			② グランドアンカー設計	1 式	【委託】	令和5年8月から
						令和6年2月まで
		榎木沢	② 対策工設計	1 式	【委託】	令和5年8月から
		(伊ケ谷地区)				令和6年2月まで
		三宅村管内	② 除石工	1 式	【工事】	令和5年7月から
						令和6年3月まで
			② 除石計画検討	1 式	【委託】	令和5年7月から
						令和6年2月まで
	河川維持事業	三宅村管内	② 砂防維持工事及び委託	1 式	【工事及び委託】	令和5年4月から
			(単価契約)			令和6年3月まで
			26 海岸維持工事及び委託	1 式	【工事及び委託】	令和5年4月から
			(単価契約)			令和6年3月まで
			② 河川維持委託	1 式	【委託】	令和5年4月から
			(総価契約)			令和5年11月まで

## 令和5年度 三宅島管内 砂防海岸事業実施箇所図



# <追加資料1>

# 令和 5 年 度 事 業 計 画

三宅村分

所管名 土木港湾課 維持工事担当

	= 61177			
項目	事 業 名	施行場所	概  要  説  明	備 考 ( 実 施 時 期 )
		阿古(夕景線)	①-1 路面補修 L=600m	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 5 年 12 月 ま で
①土木事業	路面補修	阿古(溶岩原線)	①-2 路面補修L=200m	令 和 5 年 11 月 か ら 令 和 6 年 6 月 ま で
		阿 古(夕景線)	①-3 路面補修L=525m	令 和 6 年 3 月 か ら 令 和 6 年 12 月 ま で
	道 路 維 持	島内一円	② 道路維持補修	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
②土木事業		島内一円	② 道路巡回点検	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
(A) 工小事業		島内一円	② 草刈・清掃	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
		島内一円	② 転落防護柵、区画線、標識 他	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
③土木事業	橋梁補修	伊ヶ谷	③-1 伊ヶ谷桟道橋、平山橋 補 修	令 和 5 年 10 月 か ら 令 和 6 年 10 月 ま で
→ 小 → 未		坪田	③−2 カニガ沢橋 補 修	令 和 5 年 10 月 か ら 令 和 6 年 10 月 ま で

# <追加資料1>

# 令和5年度事業計画

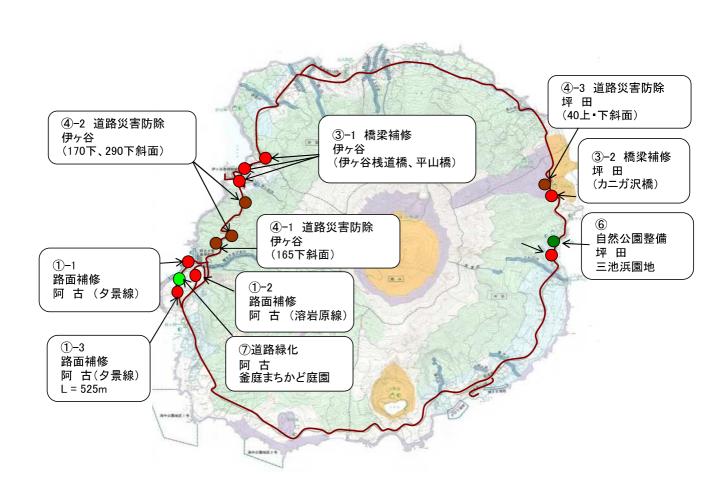
				所管名 土木港湾課 維持工事担当
項目	事 業 名	施 行 場 所	概要説明	備考(実施時期)
		伊ヶ谷	④-1 アンカーエ (伊ヶ谷165下斜面)	令 和 5 年 10 月 か ら 令 和 6 年 10 月 ま で
④土木事業	道路災害防除		④-2 法枠工 (伊ヶ谷170下、290下斜面)	令 和 5 年 10 月 か ら 令 和 6 年 10 月 ま で
		坪 田	④-3 斜面保護工 (坪田40上·下斜面)	令 和 5 年 6 月 か ら 令 和 5 年 8 月 ま で
		島内園地	⑤ 公園園地補修	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
⑤土木事業	自然公園管理	島内園地	⑤ 園 地 清 掃	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
		島内園地	⑤ 園 地 補 修 工 事	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
⑥土木事業	自然公園整備	三池浜園地	⑥ 園 地 整 備 工 事 (造 成 工 事)	令 和 5 年 8 月 か ら 令 和 6 年 1 月 ま で
	道 路 緑 化	島内一円	⑦緑地保護管理	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
⑦土木事業		島内一円	⑦道路緑化、街路樹維持	令 和 5 年 4 月 か ら 令 和 6 年 3 月 ま で
		阿古	⑦釜庭まちかど庭園	令 和 5 年 7 月 か ら 令 和 5 年 12 月 ま で

## 〈追加資料2〉

## 令和5年度 事業計画箇所

## 【維持工事担当所管】

## 三宅島 案内図



#### 島内都道一円

<u>교</u>

道路維持補修、道路巡回点検、草刈·清掃、 転落防止柵、緑地保護管理、道路緑化、 街路樹維持、区画線(白線)、標識設置 他

#### 島内自然公園

<u>(5)</u>

公園園地補修、園地清掃 他

三宅村分

	項 目	事 業 名	施行場所	概 要 説 明	備 考(実施時期等)
	感染症対策	感染症対策	保健所	手洗い励行、三密回避、環境消毒等の感染予防指導及び感染症発生 時に対応	患者発生時
			発生場所	高齢者施設、飲食店、学校等関係者等に向け感染防止の研修会を開催	随時
		新型コロナウイ ルス対策	保健所 発生場所	発生時は、必要に応じて積極的疫学調査等を実施し、支庁や村役場と情報共有・連携して、適切に対応する。	
健康		エイズ及び性感染症 対策	保健所	エイズ及び性感染症(梅毒・淋病・クラミジア)の予防啓発及び相談・検査を実施	随時 予約制
の保持		ウイルス肝炎相談及 び検査	保健所	B型・C型肝炎等に関する相談・検査を実施	随時 予約制
増進	結核対策	定期外健康診断	保健所	接触者健診(結核患者と接触があり、感染の恐れのある方の経過観察)及び管理検診(結核治療終了後の経過観察)の実施	患者発生時 随時
		治療の支援	保健所その他	抗結核薬の服薬支援(DOTS:直視監視下短期化学療法)を実施	定期的
	他の受託検査 等	保菌者検索事業	保健所	学校給食施設等主に食品を取り扱う者を対象に検便を実施	随時
		学校健康診断	保健所	小中学校健康診断での尿検査を実施(高校は二次検査のみ実施)	年1回
	健康診断	小規模企業健診	保健所	健康診断を受ける機会の少ない小規模企業(従業員50人未満の事業所)を対象に健診を実施	予約制

三宅村分

	項 目	事 業 名	施行場所	概要説明	備 考(実施時期等)
		精神保健福祉相談及 び訪問指導	保健所等	保健師による相談(電話・面接・訪問)	随時
		精神保健福祉巡回相 談	保健所等	東京都精神保健福祉センターの協力を得て、専門医(精神科医)による 個別相談や講演会等を実施	年1回 7月実施
		社会復帰促進事業	保健所	通院服薬して病状の安定した精神障害者を対象に、レクリエーションを中心とした集団生活指導による社会復帰を促進する事業を実施	月2回 (原則、第1・3火曜日)
健	特殊疾病 (難病)対策	在宅療養相談	保健所等	保健師による在宅の難病患者の相談(電話・面接・訪問)	随時
康の保		難病専門医相談	保健所等	東京都難病支援事業の一環として実施の専門医等による巡回相談、個別相談や講演会を実施	年1回 12月実施
	アレルギー性 疾病対策	アレルギー相談	保健所	アレルギー性疾患の患者、家族、地域関係者等の相談を実施	随時
	保健栄養	専門的栄養指導	保健所	難病やアレルギー性疾患の患者で栄養指導が必要な者及び村で対応 が困難な者を対象に個別栄養相談を実施	随時
		特定給食施設指導		給食施設における給食内容の改善、栄養管理の充実を図ることにより、 住民の健康保持増進に寄与する。内容としては、巡回指導、来所・電話 指導、栄養管理講習会を実施	巡回、電話指導は随時 講習会は年1回
		健康づくり調理師研修 会	保健所	多くの飲食物を提供する飲食店や給食施設において、必要な基本的事項及び新しい健康・栄養情報の研修を実施し、住民の食生活の質の向上・健康づくりの推進を図る。	年1回 (各出張所・支所持ち回 り)

三宅村分

	項目	事 業 名	施行場所	概要説明	備 考(実施時期等)
	保健栄養	受動喫煙防止対策	保健所その他	受動喫煙による健康への悪影響を防止することを目的とし、改正健康 増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行後の状況を踏まえ、効 果的な普及啓発を実施する。	随時
健康の保	市町村支援	村事業支援	村役場その他	村の依頼に応じて、専門職が村内の事例を連携して検討・指導する 介護認定審査会、障害支援区分判定等審査会及び諸会議に参加	随時
保持増進	医事·薬事	有床診療所立入検査	診療所	住民が安心して医療を受けられる地域医療の安全を確保するため、定期的な指導を実施	隔年1回
		薬事監視	薬局 医薬品販売業	医薬品等が適正な管理のもとに供給され、消費者が安心して使用できるよう医薬品販売業者に対する指導を実施し、医薬品による健康被害の防止を図る	年1回
生活環境面の安全対	食品衛生	監視指導	施設	令和5年度東京都食品衛生監視指導計画に基づき食品関係営業施設 に対し監視指導を実施 一般的に食中毒の発生が多い業種(飲食店営業)や大規模食中毒につ ながる集団給食等の大量調理施設に対し重点的な監視指導を実施 簡易かつ効率・科学的な方法として現場簡易検査を行い、調理器具や 調理施設の衛生管理状況等について把握し、指導を実施 食品を取り扱う祭礼等の監視指導を実施	随時
策		一斉監視指導	施設	食中毒が多発する夏期及び多種多様な食品が大量に流通する歳末 に、食品関係営業施設に対し一斉監視指導を実施	夏期及び歳末

三宅村分

	項目	事 業 名	施行場所	概要説明	備	考(実施時期等)
	食品衛生	食中毒対応	保健所 施設	食中毒疑い事例が発生した場合は関係機関と連携して速やかに調査を 行い、食中毒の拡大防止を図るとともに、原因や感染経路を解明し再発 防止を図る	随時	
		HACCPの取組支援	保健所 施設	講習会や監視指導を通じ、食品等事業者が円滑かつ速やかにHACC Pに沿った衛生管理を導入し、定着させられるよう支援	随時	
生		食品表示対策	保健所 施設	食品表示法に基づき、期限表示・アレルギー表示などの表示義務事項 について適正表示の徹底を指導	随時	
活環境面の	環境衛生	監視指導	施設	旅館業施設、理容所・美容所、公衆浴場施設などの環境衛生関係施設に対する監視指導を実施 観光客が増加する夏期の前に旅館業施設の重点的な監視指導を実施	随時	
安全対策		飲料水衛生確保	保健所その他	三宅村水道係及び福祉保健局環境保健衛生課水道担当と連携し、飲料水の衛生確保を実施	随時	
策		貯水槽水道施設の衛 生確保指導・普及啓 発	施設	施設管理者に対し貯水槽水道衛生管理に関する普及啓発を行い、管理状況の報告を求めるとともに、施設調査等を実施	随時	
		レジオネラ症予防	施設	循環式浴槽等を使用する旅館業施設及び公衆浴場施設に対し、レジオネラ属菌等の水質検査や管理指導を実施	随時	
		プール検査	施設	プール水の水質検査を実施し、施設の衛生管理状況等を把握	年1回	

三宅村分

	項目	事 業 名	施行場所	概要説明	備 考(実施時期等)
生活環	獣医衛生	適正飼養の推進	保健所その他	ペットの適正飼養に関する相談及び飼い主等への指導を実施	随時
境面の		動物の保護と管理	保健所	放浪犬の捕獲収容、犬猫等の負傷動物の保護収容、やむを得ない理由で飼えなくなった犬及び猫の飼い主からの引取りを実施	随時
安全対策	普及啓発	衛生講習会	保健所その他	食品及び旅館業事業者等に対し、衛生講習会を実施し、食品衛生や環境衛生に関する知識の向上を図る	随時
諸会議	会議	島しょ保健所町村連 携会議幹事会	村役場	地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図ることを目的とした各町村ごとの会議を開催	年1回
広報	広報活動	保健所だよりの発行	保健所	保健予防、生活衛生に関する各種情報提供を行う	年4回発行

【三宅村】

#### 所管名 東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所

項目	事 業 名	施工場所	概 要 説 明	備 考
水産調査研究	漁場の評価と生産性向 上対策	三宅島周辺海域	<ul><li>〔調査研究目的〕</li><li>三宅島周辺の磯根漁場や築いそ漁場の多面的な科学的評価、漁場造成技術の開発</li><li>〔調査研究内容〕</li><li>・漁場の物理、化学、生物環境調査(水温・光量・栄養塩濃度等測定、潜水調査)</li></ul>	
	サメ・イルカ等漁業被害 対策	三宅島周辺海域	〔調査研究目的〕 ・サメ・イルカ等の被害実態の把握 〔調査研究内容〕 ・漁業被害状況の聞き取り調査、漁業調査指導船による目視観察調査	
	島しょ水産資源に関する調査研究	伊豆諸島海域	〔調査研究目的〕 ・キンメダイ・タカベ等の漁業実態と資源生物特性の把握、科学的情報の提供と資源管理手法の提言、キンメダイの生態解明 〔調査研究内容〕 ・キンメダイ・タカベ等に関する漁業情報の収集、計量魚探調査、、標識放流等	
	磯根資源動態調査	三宅島周辺海域	〔調査研究目的〕 ・磯根資源(テングサ、サザエ)の資源動態モニタリングと情報提供 〔調査研究内容〕 ・テングサの生育状況およびサザエの生息状況把握	
	漁業調査指導(調査指導船「やしお」)	大島~三宅島·御 蔵島周辺海域	〔調査指導目的〕 ・調査指導制「やしお」による、大島から三宅島・御蔵島海域の資源変動、漁場環境等の把握調査と情報提供、漁業取締り、新魚種・漁場開拓 〔調査指導内容〕 ・海洋観測、カツオ、マグロ等魚類調査、人工魚礁・海底地形調査、漁業取締、試験操業等	
	普及指導	三宅島	〔実施内容〕 ・成果報告会の開催、技術指導等、 ・海の天気図(関東・東海海沢速報)提供	

【三宅村】

所管名: 島しょ農林水産総合センター三宅事業所

項目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
農業振興	農業改良普及事業	三宅村 農家ほ場等	1 新規就農希望者への就農支援及び新規就農者の育成・支援体制の充実 (講習会の開催) 2 パッションフルーツの安定生産と労力軽減 (暑熱対策技術及び省力化技術の導入) 3 アシタバの収益性向上と生産者の確保 (新規作付けほ場における早期収益確保技術の導入等) 4 カンキツ類の導入と生産振興 (講習会の開催、栽培技術指導の徹底、販売戦略の作成支援等) 5 東京都GAP認証希望者・取得者に対する支援 (認証希望者への申請支援、認証取得者に対する販売促進支援等)	令和3年度から 令和7年度まで 令和3年度から 令和7年度まから 令和7年度まから 令和7年度まから 令和7年度まからで 令和7年度からで 令和7年度からで
	試験研究	三宅事業所(坪田)	<ol> <li>施設栽培におけるレモン類の品種特性把握と生育評価 (三宅島の施設栽培に適したレモン品種の選定等)</li> <li>パッションフルーツ施設栽培における着色不良果の発生抑制技術 (着色不良抑制方法の検討等)</li> <li>遺伝資源の収集、評価、保存 (基幹作目候補となる有望品目の探索等)</li> <li>特産園芸作物の病害虫防除管理技術の検討</li> </ol>	令和5年度から 令和9年度まで 令和5年度から 令和7年度まで 継続 継続

#### 【三宅村】

項 番 分 野 項 目 事 業 名 場所 概要説明 備 考(実施時期) ①若手教員(3年次)及び②教員経験10年に達した中 ①若手教員育成研修 ①3年次研修(年2回) 堅教諭を対象にし、各経験年数に応じた資質・能力のさ 小学校 1 研修 学校教育の指導事務 らなる向上を図り、教諭としての使命感や幅広い識見及 ②中堅教諭等資質向上研修 ②中堅教諭等資質向上 中学校 び個に応じた指導方法、教材研究などの実践的指導力を (年5回) 研修 養う。 今年度新たに昇任した(1)主幹教諭及び(2)主任教諭を対 ①主幹教諭任用時研修 ①6月 東京都教職員研修センター 象に、それぞれの職責や職務内容を理解するとともに、 2 研修 学校教育の指導事務 又は ②主仟教諭任用時研修 職層に応じた資質・能力の向上及び教育課題に関する対 2夏季休業中 オンライン 応力の向上を図る。 今年度新たに異動してきた2校目の教員を対象に、授 小学校 業や分堂業務を行う上での助言・支援の方法、主任教諭 3 研修 学校教育の指導事務 2 校目研修 新規事業(7月・10月) 中学校 の補佐、各分掌間での業務の調整など学校運営上の重要 な役割を担う能力を育成する。 島しょ地区合同研修 ①若手オンライン研修(4月・ ①②③島しょ地区に採用された1年次・2年次・3年 オンライン ①若手オンライン研修 2月) 次の教員を対象に、東京都の教員が身に付けるべき力 「教職に必要な素養」、「学習指導」、「生徒指導」、 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」、「ICT ②参集型研修(8月) ②参集型研修 オンライン や情報・教育データの利活用」等の促進を図る。 ④島しょ地区の教務主任を対象に、島しょ地区に属す 4 研修 学校教育の指導事務 ③他校経験研修 江戸川区立学校 ③他校経験研修 1回 る学校間での構のつながりの充実を図るとともに、各学 校の取組等情報共有を図り、課題等の解決を目指す。 ⑤島しょ地区の生活指導主任を対象に、児童・生徒の ④教務主任研修 オンライン ④教務主任研修(7月) 健全育成を図り、充実した学校生活にするための指導・ 助言や、学校生活の在り方等についての研修を行い、資 オンライン ⑤ 生活指導主任研修 ⑤生活指導主任研修(5月) 質向ト及び学校経営の質的充実を図る。

所管名: 教育庁三宅出張所

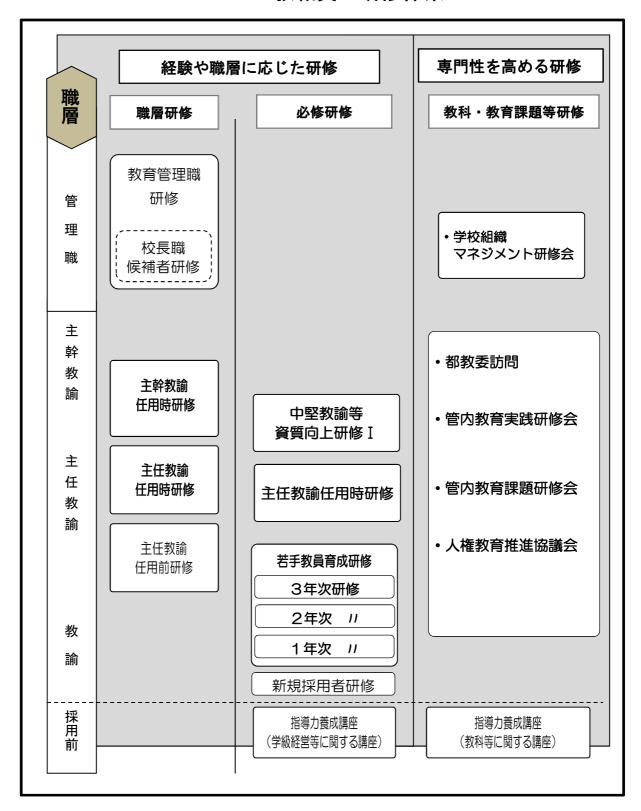
#### 【三宅村】

所管名: 教育庁三宅出張所 項 番 分 野 項 Ħ 事 業 名 場所 概要説明 備 考(実施時期) 学校教育における人権教育を推進し、人権尊重の意識 12月 5 研修 学校教育の指導事務 人権教育推進協議会 三宅村内 を高めるため、外部講師による講演等を通して、人権教 (人権调間の前後に開催) 育を推進する。 教員の資質・能力の向上を図るため、東京都教職員研 小学校 6 研修 学校教育の指導事務 教育実践研修会 修センター等と連携し、教育課題に応じた授業研究を実 各校 年2回 中学校 践し、教員の授業力の向上を図る。 学校等における研修、研究を支援するために、東京都 教職員研修センター等の指導主事を派遣し、教育の今日 小学校 7 研修 学校教育の指導事務 都教委訪問 各校 年3回 中学校 的課題の解決や学校等における学習指導の充実、生活指 導・特別活動等に関する改善・充実などを図る。 社会の変化や学校の実情に対応した教育課題について 知るとともに、所属校の課題を解決するための資質や能 8 研修 学校教育の指導事務 教育課題研修会 三宝支庁 力の向上を図る。令和5年度は、「コミュニティスクー 7月 ルレ「一人1台端末の活用」に関する講師を招聘した研 修を実施する。 特別支援教育における指導法の工夫、特別支援教室・ 特別支援教育コーディ 小学校 固定学級における教科指導や自立活動の実践について学 9 研修 学校教育の指導事務 6月・9月 ネーター研修 中学校 ぶとともに、校内において特別支援教育を推進するため の指導力の向上を図る。 児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのも 小学校 てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する 10 研修 学校教育の指導事務 特別支援教育研修 又は 10月 ために、適切な指導及び支援を行うための資質・能力の 中学校 向上を図る。

項 番	分 野	項目	事 業 名	場所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
11	研修	学校経営の指導事務	学校組織マネジメント 研修	三宅支庁	東京都都教育委員会が策定した「学校管理職育成指針」が示す4つの能力「学校経営能力」「外部折衝」「人材育成能力」「教育者としての高い見識」の向上を図るため、外部講師を招聘し、教育管理職及び管理職候補者を対象とした研修会を実施する。	
12	研修	学校経営の指導事務	島しょ地区小中学校 デジタル利活用推進の ための情報交換会	オンライン	島しょ地区の児童・生徒の力を、デジタルを活用して最大限伸ばすため、各校のデジタルの効果的な取組を共有し、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、個別最適な学び、協働的な学びの理解を深める。	
13	研修	へき地教育の充実	東京都へき地、 小規模校教育研究発表 会	国立オリンピック記念青少年 総合センター	都のへき地・小規模校における小・中学校の教育実践 の成果を発表し、教育関係者の理解と関心を深めるとと もに、へき地教育の充実・振興に資する。	
14	相談		スクールカウンセラー 派遣	小学校 中学校	都教育委員会がスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒の不安や悩み等を解消すべく対応するとともに、地域の実情を踏まえた教育相談のあり方について教職員と協議し、学校教育相談の充実を図る。	小:年間38日間
15	住宅	教職員住宅	教職員住宅の維持管理 等	島内	教職員の住環境の充実を図るため、年間を通して、教職員住宅の整備・補修を行う。	通年実施
16	文化財	文化財の保存・公開	文化財の保存・公開	三宅村内	都指定文化財の状況を適宜調査し、維持・管理等を行う。東京文化財ウィーク期間中に、特別公開を実施する。	通年実施 特別公開:令和5年11月上旬
17	文化財	社会教育・青少年 教育の振興	芸術鑑賞	三宅村内	芸術文化に触れる機会を増やすため、島しょの子ども や島民に鑑賞機会を提供し、島しょ地域の芸術文化の振 興を図る。(生活文化スポーツ局所管)	

項 番	分 野	項目	事 業 名	場所	概 要 説 明	備 考(実施時期)
18	給食	学校給食	管内学校給食巡回指導		管内学校給食施設の運営状況を把握し、衛生的・安定 的な給食の提供及び献立内容の充実を図るため、指導・ 助言を行う。	
19	給食	食育の推進	食育イベント		三宅村の食育に関する施策へ協力する。 保護者及び児童生徒の食への関心や理解を深め、家庭における食育の推進を支援するため、食育イベントを実施する。実施に当たり島しょ保健所三宅出張所に協力の依頼を検討する。実施方法は未定。(オンラインや動画配信、書面開催等も検討する。)	未定

## 1 教職員の研修体系



# 2 三宅小中学校の児童・生徒数及び教職員数

## 1 児童・生徒数

令和5年4月1日現在

学校名	学級数	児 童 数							
于权位	子拟奴	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
三宅村立三宅小学校	82	13	22	16	14	19	10	94	

○数字は特別支援学級(固定級)で内数

学校名	学級数	生 徒 数							
于权位	于拟奴	1年	2年	3年	計				
三宅村立三宅中学校	3	15	14	13	42				

## 2 教職員数

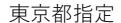
令和5年4月1日現在

学校名	校長	副校長	主幹教諭	主幹 教諭 (養護)	主任教諭	主任 養護 教諭	教諭	養護 教諭	小計	指導 主事	産育代 替教諭	事務・ 栄養士	≣†
三宅村立 三宅小学校	1	1	2	0	4	1	80	0	17	1	0	2	20
三宅村立 三宅中学校	1	1	1	0	5	1	6	1	16		0	1	17
計	2	2	Э	0	9	2	14	1	33	1	0	3	37

#### 【参考】

令和5年4月1日現在

学校名	学科	生 徒 数						
子权石	<del>)</del> 19	1年	2年	3年	計			
	普通科	4	4	7	15			
都立三宅 高等学校	併合科	3	5	1	9			
	計	7	9	8	24			



## 天然記念物



迷子椎(令和5年3月新指定) 東京文化財ウィーク2023にて公開予定

## 無形民俗文化財(風俗慣習·民俗芸能)



富賀神社の巡り神輿 令和5年開催年



観音丸上下節・木遣り節 (三宅島の歌と踊) 島じまん2023参加





三宅島役所

## 有形文化財(古文書)

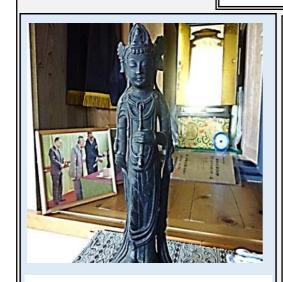


三宅島 民政資料



東京文化財ウィークにて公開

## 国指定



重要文化財「銅造観音菩薩立像」



アカコッコ



イイジマムシク



カラスバト



オカヤドカリ

## 令和5年度三宅支庁事業費当初予算比較表

【三宅村】

L DIJI									(+   <b>L</b> :
所管課	事業名	令和5年度	通常予算	令和4年度	通常予算	差引増減額	通常予算	増減率(%)	備考
加自环	<b>学</b> 术位	13 110 1 72	災害予算	17和7千尺	災害予算	左 汀 垣 / 戏 破	災害予算	2日/1951年(70)	υ <del>π</del> ∙⊃
総務課	務課 建物維持管理		448,830	298,784	298,784	150,046	150,046	50.2	
140 (V.) DA	<b>是</b> 物權的 6 2	448,830	0	230,704	0	100,040	0	30.2	
	中小企業振興対策	25,362	25,362	26,023	26,023	<b>▲</b> 661	<b>▲</b> 661	<b>▲</b> 2.5	
	十寸 正本版共列末	20,002	0	20,020	0		0		
	観光施設整備対策	25,000	25,000	25,000	25,000	0	0	0.0	補助上限額(ソフト事業を含む)
	NO ONE DE VIEW NO AN	20,000	0	20,000	0		0	0.0	間の工法は(プラーデスと自己)
	農業振興対策	131,849	131,849	101,880	101,880	29,969	29,969	29.4	
産業課		101,010	0	101,000	0		0		
,	林業振興対策水産業振興対策	489,177	53,162	565,090	50,525	<b>▲</b> 75,913	2,637	<b>■</b> 13.4	
		100,177	436,015	·	514,565		▲ 78,550		
		17,268	17,268	4,712	4,712	12,556	12,556	266.5	
			0	,	0		0		
	計	688,656	252,641	722,705	208,140	▲ 34,049	44,501	<b>▲</b> 4.7	
			436,015		514,565	·	▲ 78,550		
	道路事業	1,802,407	1,802,407	1,599,173	1,599,173	203,234	203,234	12.7	
			0		0		0	)	
	河川砂防海岸事業	1,513,000	1,513,000	1,349,000	1,349,000	164,000	164,000	12.2	
			0		0		0		
土木港湾課	公園事業	190,495	190,495	160,778	160,778	29,717	29,717	18.5	
			0		0.154.000		0 070 050		
	港湾事業	2,283,682	2,283,682	3,154,332	3,154,332	<b>▲</b> 870,650	<b>▲</b> 870,650	▲ 27.6	
			F 700 F04		6 062 000		0 A 470 000		
	計	5,789,584	5,789,584 0	6,263,283	6,263,283	<b>473,699</b>	<b>▲</b> 473,699	▲ 7.6	
			6,491,055		6,770,207		<u>0</u> 279,152		
	三宅支庁計	6,927,070	436,015	7,284,772	514,565	<b>▲</b> 357,702	▲ 279,152 ▲ 78,550	<b>▲</b> 4.9	
			<del>1</del> 00,010		υ ι <del>τ</del> ,υυυ		<b>—</b> 70,000		

(単位:千円、%)